

県内救急医療機関管理者 様

神奈川県保健福祉局保健医療部医療課長

(公 印 省 略)

外国籍患者への対応について (依頼)

本県の保健福祉行政の推進について、日頃から御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

また、本県の医療通訳派遣システム^{*1}等の活用により、外国籍患者への医療の提供に御尽力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、先般、県内病院において治療を要する外国籍患者の対応に当たり、当事者間の認識の相違はありますが、超過滞在者であること等も影響し、必要な医療が提供されないまま警察への通報がなされる事例がありました。幸い当該患者の生命に別状はありませんでしたが、こうした事例を踏まえ、注意喚起をお願いするものです。

外国籍患者への治療を行う過程で、当該患者が超過滞在者であることが判明する場面なども想定され、守秘義務と通報のどちらを優先すべきか判断に苦慮する場合もあることと存じます。

こうした場合の考え方として、平成元年11月10日の国会法務委員会での法務省答弁^{*2}では、公務員の守秘義務と通報義務のどちらを優先すべきかについて、行政機関がその目的遂行にあたり、通報が行政目的の達成に極めて重大な支障を生じさせる場合には、通報しなくても通報義務に反しないとの見解が示されています。

また、入国管理法などの違反者に関する通報を優先することとなれば、治療を必要とする患者が通報を恐れて受診を控えるなど、外国籍患者の受療行動に影響を及ぼす可能性があります。

このため、入国管理法違反など通報が必要と思われる外国籍患者にあっても、治療が必要と判断される場合は、医師法第19条第1項^{*3}に定める「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」との規定を考慮し、人権尊重と地域医療の円滑な運用の見地から、まずは通報よりも患者の治療を優先いただくようお願いいたします。

【添付資料】

- ※1 医療通訳派遣システム事業フロー図 資料1
- ※2 国会法務委員会答弁（平成元年11月10日） 資料2
- ※3 関係法令抜粋 資料3

【参考】

- 多言語ナビかながわ

問合せ先

地域医療・医師確保対策グループ

電話番号 045-210-1111 内線4878

電子メール ouhuku-chiikiiryous@pref.kanagawa.jp